

平成27年4月20日

四街道市長

佐渡 齊 様

みそら自治会会長 廣畠 宏造



ごみ処理施設問題についての市と自治会との交渉の基本的取り決め事項

この書類は、ごみ処理施設問題に関し、四街道市とみそら自治会との交渉を円滑に且つ、失われた時間を補う為に、交渉に際しての基本的な事項を、市とみそら自治会との間で、予め取り決めておくために作成するものです。

交渉に際しての基本的取り決め事項

1. 四街道市とみそら自治会との交渉の場（以下、交渉会と称す。）は、次の場合に設定するものとする。
 - (1) 四街道市市長（以下、市長と称す。）が必要と認めたとき
 - (2) みそら自治会会長（以下、会長と称す。）が必要と認めたとき
2. 交渉会の議事録は市が作成する。
3. 交渉会の開催場所は、原則としてみそら自治会集会場とする。
4. 交渉会の開催時間は概ね2時間とする。
5. 傍聴について
 - (1) みそら住民の傍聴は、これを許可する。
但し、傍聴者の発言は出来ないこととする。傍聴者が発言をした場合は、直ちに対市交渉委員会委員長（以下、委員長と称す。）は退場を命じるものとする。
 - (2) その他の四街道市民の傍聴は、会議場に余裕があり、委員長が認めた場合はこれを許可する。
 - (3) マスコミ関係者の傍聴は、市長及び会長の双方が了解した場合はこれを許可する。
6. 録音、写真撮影について
録音、撮影は、市及び自治会ともにこれを許可する。
7. 交渉会の議事録並びに配布文書については、情報公開の対象であることを、市及び自治会共に認識するものとする。
8. 市及び自治会は、交渉会の概要を各々が発行する広報紙等に掲載する事ができる。
9. 交渉会の開催は原則月一回以上とし、諸事情を考慮して柔軟に対応する。

以上

